
平成30年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第4日)

平成30年12月14日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成30年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第77号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第78号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第79号 高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第80号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第81号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第82号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第83号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第84号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第77号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第78号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第79号 高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第80号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第81号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第82号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第83号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第84号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
-

出席議員(14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |
| 11番 中村 末子君 | 12番 春成 勇君 |
| 13番 日高 正則君 | 14番 杉尾 浩一君 |
| 15番 緒方 直樹君 | 16番 青木 善明君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	川上 浩君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				河野 辰己君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	……………				横山 英二君
地域政策課長	……………	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長		鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	……………	宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第77号

日程第2. 議案第78号

日程第3. 議案第79号

日程第4. 議案第80号

日程第5. 議案第81号

日程第6. 議案第82号

日程第7. 議案第83号

日程第8. 議案第84号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定についてから、日程第8、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上8件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定につ

いて、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。管理する範囲はどこまでで、指定管理とするメリットは何があるのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。指定管理の範囲についてでございますが、施設の円滑な利用、秩序維持、利用料徴収などの運営管理と清掃、設備や備品等の保守管理、火災や事故防止、警備に係る維持管理、そのほか利用者が使用中に病気、けがなどがあつた場合の救護活動も管理の範囲となっております。

また、指定管理とするメリットにつきましては、施設の目的に沿った柔軟で効率的な運営が図られること、あわせて運営経費の縮減が図られることがございます。特に、施設的位置や性質、施設における事業内容等において、社会福祉協議会を指定管理者とすることで施設を最大限に有効活用することができるものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど、答弁でありましたけれども、火災が起きないようにするためにも、多分管理というのはきちんとしていくべきじゃないかなというふうには確かに思います。しかし、その中で、もし万が一火災なりいろんなものが起きたときに、じゃあどうしていくのか、やっぱり管理が不十分だったんじゃないのかということもありますので、夜間の管理についてはどういうふうを示されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。夜間の管理についてでございますが、現状では警備会社のほうに委託をしております、そういった管理を行っているところです。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、ちょっと確認事項だけしたいと思います。

火災保険に入っているのは、高鍋町で当然入っていると思いますけれども、そのときに、やはり万が一、昼間に起きた場合に、やはりそのような事態が今まで起きていないし、起きないことを願っているんですけども、もし万が一そういう事態に発生して、やはり指定管理者として最善を尽くしていただいたにもかかわらず、やはりそれは管理者の不注意であるという状況が出てきた場合には、どういうふうに、一応指定管理の契約上はどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。契約上の中で、それぞれの役割といいますかリスク分担表というのを添付しております。

今、言われました建物の保険については、町が負担をするというふうに明示がされております。そして、火災等が発生した場合、ここは特に福祉センター内に施設がございまして、そこでは指定管理者となる社会福祉協議会のスタッフがおります。当然、火災が発生した場合等については、そこに控えておるスタッフのほうで避難行動、先ほど申しました病気等も含めて対応していく、救護活動していくと同時に避難の誘導等も行うということになります。そのリスク分担表の中にも、それぞれの内容によって役割とございますかそういったものを明示をしておるところでございます。

○11番（中村 末子君） 議長、もう1回質疑を許していただけますでしょうか。3回ですけど。

○議長（青木 善明） 文教……。

○11番（中村 末子君） そこをリスク分担表に基づいてということだったから。

○議長（青木 善明） 文教厚生常任委員会に付託されますけど、その場で、委員長さんですから……。

○11番（中村 末子君） 全体で聞いたほうがいいから。

○議長（青木 善明） 全体でいいかどうかまだわかりませんが、聞いてみないと。

○11番（中村 末子君） 許可をしていただければ内容を。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 指定管理することによるメリットは何があるのかということですね。また、この施設は、公民館と同じ役割及び建設時のいきさつからして、地区公民館といっても過言ではありません。指定管理とすることでほかの自治公民館との差は出ないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。通常、指定管理者のメリットといたしましては、住民サービスの向上、民間能力の活用、それから経費の節減があります。それに加えて、指定管理団体の活性化というものが上げられますが、蚊口地区自治公民館連絡協議会、こちらのほうに指定管理者とするメリットですけれども、これはそもそも結果でもありますけれども、施設開設以来、その管理を委託しておりまして、その実績もでございます。運営がスムーズに行えることで住民サービスにつながると考えております。それが

ら、施設の所在する地元の自治公民館組織でありまして、地域の活力を積極的に活用いたしまして公民館活動と密着した活用ができると考えております。

それと、学習等供用施設としての運営につきましても、町から職員を派遣するよりも、かなり低額な人件費で抑えられるというメリットがございます。

それと、ほかの自治公民館との差についてですけれども、まず、学習等供用施設が公立公民館の性質も持った公の施設でありまして、蚊口地区以外の方が利用するに当たりまして生涯学習的な活動の場としての提供もありますし、それがほかの自治公民館では行われていない活動であります。行政の業務の一部を担っていると考えれば、不平等が生じているとは現段階では考えておりません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。私がなぜこのような質疑を行ったのかということは、当初、蚊口地区の学習等供用施設ができたとき、そのときから何年間かは、私は指定管理者としての費用は出されていなかったというふうに記憶しているんです。要するに、蚊口地区が自治公民館と同じ運営をしていくんだから、蚊口自治公民館に任せてくれないかと、それを前提にこの蚊口地区の学習等供用施設は建設をされたいきさつがあるんです。何か補助がないかということで探したら、防衛省の管轄の学習等供用施設なら建設できるということがあって、これが建設されたいきさつがあるんです。途中から費用が発生しているんです。そのことについて、私は非常にそのときも申しあげましたけれども、やっぱり事情がどういう事情があったにせよ、途中からこういった先ほど答弁があったようないきさつで、当初からこの費用が出されていたのであれば、当然、私もずっとそれは黙認できると思うんです。ただし、この費用が出されたのがあるときからだったから、非常に私不可思議に思って、そのときも質疑をした記憶があるんです。だから、私はいまだにそれが続いているという状況というのが、非常にほかの自治公民館との違い、確かにほかのいろいろな団体もここを利用されます。利用しているのは存じております。それをわざわざ社会教育課のほうに来て、これを利用させてほしいというふうにして言うことではない。この学習等供用施設というのは、防衛省のほうは、新富町のほうにはほぼ自治公民館の域で必ず建てているものなんです。これをだから利用させていただいたという歴史的なものがあります。

でも、あそこの蚊口地区については、やはり連協でどうしても蚊口地区の自治公民館が新しいのが欲しいと、前、古くて倒壊寸前でしたので欲しいということで、そのかわり、自分たちが全て引き受けるんだからということで、これは自分たちのあれに従わせてほしいということで話し合いを何度か行って、結局今のような形に落ち着いてきたというのが現実なんです。

ところが、途中からお金を支払っていく、費用負担が発生してきているという状況が、私はちょっとどうしても納得いかない。この際に、やはり費用負担を削減する意味で、やはり指定管理としての費用負担を削減する意味もちょっとあると思いますので、これにつ

いては、また委員会で協議をしていくというふうに思っていますけれども、その問題については個人名もありますし、いろいろなものもありますので、私は公にしたくないですけれども、でも、私がお願いしたいのは、そういう理由でお金を費用を出してほしくない、じゃあそのためには、今度の費用負担についても来年度からの費用負担についても、少し指定管理者としての費用については削減する方向が望ましいのではないかと思うから質疑をしているわけです。だから、そのようなことに、だからどういうメリットがあるのかということ、先ほど課長答弁でもありましたけれども、もし、再度、地域自治公民館と違うんだとおっしゃいましたけれども、じゃあどのように違うのかということの詳細に答弁をしていただければというふうに思います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。当初の計画等につきまして、私も書類等で確認をいたしました。まず最初が、まず昭和59年からの協議から始まっております。実は、このときから委託という言葉が使われていましたけれども、果たしてお金を払って委託をしていたのか、払ってなくて、そこはもう明記されてありませんでした。途中から、ある程度の金額のもと、町から補助をするようになって委託と。またある時期からその金額を上げた状態での委託になりました。法改正によりまして制度の改正によりまして指定管理者という制度。ですから、2回目の人件費を上げたところからは、人件費については変わっていないということは書類の上ではわかっております。

蚊口地区のかなり年配の方からも話を伺ったんですけども、先ほど議員が言われましたように、当初は県の専門学校だったということでした。その土地と建物を借りて蚊口公民館としていたと。その後については、先ほど議員が言われたとおりの地区からの要望等があったと思います。

ただ、途中途中抜けておりましたり、当時の書類ですから、詳しい金額とかいきさつまでが詳しく書いてありませんから、ちょっとその経緯については、またいろいろと教えていただきたい部分もあるんですが、自治公民館とまずこの学習等供用施設、まず一つは性質が違くと、これはもう御存じだと思いますけども、いけば公民館の分館的な役割を示しておるところあります。先ほど答弁の中でもお話しましたように、生涯学習的な活用が行われているということです。ですから、指定管理をするに当たりましては、公の施設を出すということで指定管理を出します。ですから、この金額についての問題につきましては、もう少し調べる必要はあると思いますが、現在、管理者の勤務時間等を調べましたら、大体、1日につき4時間、1週間につき4日、これを時間で割りますと最低賃金を何円か上回る程度ですので、現在は人件費と委託料だけの指定管理料になっておりますので、この金額を現在削るという方向では考えておりません。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。ちょっと確認の意味で質疑したいと思いますが、この一部改正、雲雀山の一部というふうに改めるということですが、これはキヤノンの新しい工場、今建設中の、そこに一ツ瀬のほうから水を供給するがゆえの、あそこが（「水道」と呼ぶ者あり）水道です、済みません。その雲雀山の一部にあの工場があるということで、その改正という意味に捉えていいのかをちょっと質疑いたします。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。6月議会におきまして、一ツ瀬区域であります雲雀山、雲雀山は一ツ瀬企業団のほうで給水を行っております。一ツ瀬企業団のほうでは1日当たりの給水量が足りないということで、高鍋町水道事業にお願いしたいということで、一ツ瀬企業団の一部ということでキヤノンの敷地を外しました。今回、外した部分を高鍋町が取り込むために、条例でうたっておりますのが新旧対照表を見ていただくとわかると思いますが、給水を除外する区域をうたっておりますので、その中に雲雀山の一部という文言を追加して、キヤノンの部分を取り込むということになります。

○議長（青木 善明） よろしいですか。（発言する者あり）

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私、2回目にする予定だったのをじゃあしますね、同じでしたので。

なぜ一部としたのかというところが非常に疑問だったんです。というのは、ある程度、もうキヤノンということで地域が特定されている状況をしっかりと条例の中で示していかなければ、例えば、雲雀山の一部ということであれば、うちも一部にしてくれんかねというふうな地域の皆さんからもし要望があった場合、やはりそこは一部に入るか入らないかというところ。やはり地域はある程度特定していかないと、この一部というのでは、やはり総合的に最終的に地域の皆さんとのあれができないんじゃないかなと思うんです。そういうことをしていかないと、例えば、うちも一部に入るからと近くの方がもしおっしゃった場合に、今度は水谷原からの町道路線も改良されますので、そういうことをしていけば、例えば水谷原の皆さんが、じゃあうちたちも町水道が欲しいんだけどというふうにおっしゃるようにならないとは限らないと思うんです。

だから私は、なぜ、これ地番というか、一応キヤノンならキヤノンというか、この工場用地に限定をする条例改正にできなかったのかなというふうにちょっと思ったんです。そうでないと、やはり雲雀山のほかの地区の皆さんが誤解をされるんじゃないかなというふうにちょっと思ったので。自分たちも利用できるんじゃないかというふうに誤解されると、非常に私は申しわけないなと思うんです。やはりそこには条例に地番をうたったらいいかという何か項目があるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。条例上、あの地区でうたってありますんで、今回も一部という表現をしておりますが、水道の認可の中で、今後、軽微な変更ということで区域の変更ということで、各条例が議会で議決したというものをもって、今度、県、国に図面をつけて申請をいたしますんで、その中で区域ははっきりと出てきます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いや、確かに県とか高鍋町は、そしてまたこの議会にいらっしゃる方、きょう傍聴されていらっしゃる方を含めて、ここで議論があったことはよくおわかりになっていただけたらと思うんです。だけど、この議論を踏まえてじゃない方には、どういうふうに説明するのかということが、一番私、住民の皆さんにそれが私必要だと思うんです。だから私が聞いているのは、地番を載せたらいけない理由というのはあるのかと、もし載せられるのであれば、私はきちんと明確に一部、そして附則でも何でもいいですが、これ一番はここにしますみたいな感じでちゃんと施行するだけじゃなくて、やっぱりきちんと地番を明記する必要があるんじゃないかなというふうに思ったんです。そうしていかないと、やはり住民の皆さんから、いやそれはもう県のほうに届け出を出していないから、おたくはできませんよというふうに私たちは説得できるのかなと。説得できないかなというふうにちょっと思っちゃう部分もあるんです。だから、非常に難しい部分があると思うんです。

水のやはり供給されていない皆さんからすれば、確かにいろんな費用がかかると思います。だけど、そういうことも含めてきっちりと私はこの際、この一部改正についてということで、雲雀山の一部に改めると、そして地番も明記するというのが、私、住民に対しての正しいやり方じゃないかなと思ったもんだから、地番を明記したらいけないというあれがあるのかどうかを確認しただけです。だからそれがもしあれば、条例にはそういう地番とか載せないということであれば、それは私もこれで何かほかに、規則なり何なりをちょっどつくるべきじゃないかというふうには提案をしたいと思ってはいたんですけども、できればそれがあかないかだけでもお答え願えればありがたいなと思うんです。それだけです。それ以上のことはありません。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。特に地番を明記してはいけないというような決まりはありません。ほかにも、堀の内の一部とか宮田の一部という文言がありますんで、それに倣って今回雲雀山の一部ということでお願いしたいということです。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これ、なぜ今なのかと気になるんですが。そこだけ聞かせてい

ただきたいと思います。もうこれは、あそこの調理室がなくなったときに、私もこれはもう庁舎の別館の意味があるんじゃないかというようなことを申し上げた経緯があるんです。だから何で今になって条例を改正するのかなというふうになんかちょっと思ったもんだから、人の言うことを聞いていただけなかったこともちょっとあるんですけども、やっぱり人が提案したときに、やはり調理場があそこなくしたときに、本当はやっぱり庁舎の別館とすべきじゃなかったのかなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。現在、高鍋町中央公民館の別館ですけども、こちらにつきましては、公民館の機能よりも教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局の利用がほとんどです。実質、庁舎別館の位置づけとなっております。議員のおっしゃるとおり、本来ならば調理室の利用がなくなった時点で改正を行うべきだったと考えております。ただ、そのとき議員の提案に対してされなかった理由が何かあるかどうかちょっとわかりませんが、今の段階で、なぜされなかったかということ、そのままにしておいたと言うしかないんですけども、実際のところ、現況と条例との乖離が生じておりますので、今回的一部条例改正でその部分を削除することといたしました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第81号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。今回、債務負担行為の中に、会計年度任用職員制度導入、これは1番議員の田中議員が質問をされた内容なんですけれども、詳しく聞きたいと思います。

会計年度任用職員制度導入支援業務委託というのがありますが、具体的にはどのような内容なんでしょうか。また、この問題をどのように支援されるのかお伺いします。同じく、宮崎大学医学部小児科寄附講座運営支援負担金とはどのような内容でしょうか。

特に、会計年度任用職員制度については、職員の確保及び自治体の費用負担の増など懸念されますので、その考え方の方向性及び総務省では来年3月までの条例整備を促しておりますが、それについてと消費生活相談員については、他の自治体との話し合いも進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。会計年度任用職員制度導入支援業務委託についてでございますが、これにつきましては、地方公務員法及び地方自治法改正に伴いまして、平成32年4月1日から創設されます同任用職員制度を導入するに当たっての業務支援を委託するものでございます。

内容としましては、職員ヒアリングによる現状調査、専門研究員による職員研修、任用方法等の方針調査、関係例規への影響調査、例規の改正業務等でございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成30年度中に現状調査、職員研修を行いまし、平成31年度から方針の決定、多くの関係例規の整備を行いまし、平成31年9月議会に関係条例制定等の議案を上程する予定としております。

消費生活相談員につきましては、本町の任用形態に準じることとなっておりますが、方向性が決定次第、関係市町村とも協議を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。宮崎大学医学部小児科寄附講座についてお答えいたします。

一般的に寄附講座とは、大学や研究機関において奨学を目的とした民間企業や業界団体からの寄附金を財源に、期限つきの客員教授を招いて開設される産学連携の研究・教育活動のことをいいます。

今回の寄附講座は、宮崎市と宮崎大学が協定を結び、若い小児科医の育成、近い将来にも危惧される夜間急病センター小児科の医師確保を目的に設置されたものでございます。実施主体は宮崎市でございますが、夜間急病センター小児科の医師確保による診療提供体制の維持・確保は、本町の子どもたちを安心して育てていくために必要な体制であると判断し、寄附金の一部を負担するものでございます。

協定の締結期間が、平成32年3月までとなることから、今回、債務負担行為の設定を行うものでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 濟いません、2枚目をちょっと読むのを忘れていて。

ページ14、15、財産収入については、議員協議会でも説明がありましたけれども、年内の契約を締結したい意向のようではございますけれども、議員協議会でお話した問題点の解決をどう図られていくのか、財産は有価証券だけでなく、建物、機器類及び温泉の権利を含めてありますけれども、機器の故障及び設備等のふぐあいが生じた状況をどうするのか、有価証券売買だけでは済まない状況でありますので、ほかの団体とは違います。町民の財産をどうするのかという問題でもありますし、建設時の借入金返済はどのようになっているのでしょうか。民間であれば、当然このような問題を解決してお渡しすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

埋蔵文化財発掘調査について雑入がありますけれども、どのような経緯で、また、どのような事業展開があるのでしょうか。

教育庁舎比較検討業務委託事業が計上されておりますが、どのような方向性で行う予定なのか。

図書館のアスベスト除去がありますが、まだ残っていたのか、調査漏れだったのかお伺いします。

公共土木で河川関係予算が大きくありますけれども、何カ所、延長はどのぐらいなのか調査しなければはっきりしないと考えますが、いかがでしょうか。

会計年度と医大の問題については聞きましたので、2回目として、まだ内容が定まっていないということが今の答弁でわかりました。専門的な分野の人等を検討されるようなんですけれども、時間的には間に合うのか、また専門的な分野の団体はあるのか、具体的な内容を示していただきたいと思います。

宮医大への負担金を出すとのことですが、現在、小児科を目指す方が少ないとお聞きしております。総合的な分野で医師を目指す方も入っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。14、15ページの財産収入関係について、担当しております農業政策課のほうで答えさせていただきます。

議員協議会でも説明させていただきましたとおり、今回の株式売却は、株式会社高鍋めいりんの里の会社組織を第三セクターから完全な民間の会社へ変更するためのものですが、指定管理者制度に基づき、施設運営を高鍋めいりんの里へ委託することにかわりはございませんので、施設の維持管理につきましては、今までどおり町が対応することになります。

今後、町は温泉の経営に直接かかわることはなくなりますけれども、温泉施設が町の財産であることにかわりはございませんので、今まで以上に町民の皆様が満足して御利用いただけるような運営をお願いしてまいります。

なお、施設建設時に借り入れた起債の償還につきましては、平成22年度までに全て完済いたしております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。埋蔵文化財の件ですけれども、埋蔵文化財が存在する土地を、周知の埋蔵文化財包蔵地といいます。キャノンの工場建設予定地もそうでしたけれども、今回の送電線の鉄塔建設予定地もその一つになります。

包蔵地内の開発事業につきましては、文化財を守るために教育委員会が確認調査を行うようにしております。今回の調査では、最初の調査で、縄文時代の割と早い時期の集積遺構や石器等が確認されましたので、開発の事業者であります九州電力の経費負担によりまして、記録保存のための本調査を行います。

本調査につきましては、九州電力と高鍋町で委託契約を結びまして、本調査の経費を九州電力のほうから雑入として受け入れることになります。調査後につきましては、成果となる報告書の作成、発刊を行うことになります。

アスベストの件ですけれども、アスベストの除去に関しましては、現在、図書館の機械室に残っております、これは御質問ありました調査漏れではありません。把握はいたしておりました。アスベストのある場所が、図書館の空調機械室であること、来館者の利用スペースではありませんで、利用者への影響はないとの考えで、喫緊の除去は実施いたしておりませんでした。今回の予算要求に際しまして、3分の1の補助もありましたので、実施することとして予算を計上いたしました。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。仮称教育庁舎比較検討業務委託予算に関しまして、今後のどのような方向性でということの御質疑でございます。

現在、教育委員会等が庁舎として使用しております中央公民館別館は、耐震基準を満たしておらず、また、昭和45年に建築をされていることから、施設の老朽化がかなり進んでおり、さきの台風24号では、2階の教育研究所の天井全体からの雨漏りを初め老朽化が深刻な状況でございます。

庁舎内に教育委員会等が移転できるスペースがないことから、今後の施設改修等の検討に資するため、施設の建て替え、大規模改修、一部改修についての基本的な仕様及び概算事業費を算出するための調査業務を実施するものでございます。なお、現在の別館には、教育相談を実施するスペース等が不足をしておりますので、その検討に当たりましては、執務スペースのほか他の機能も果たせるかどうか、あわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。災害関係の予算についてお答えいたします。

台風24号による被災しました道路、河川の災害復旧工事費を、今回、補正予算として計上させていただいております。各被災箇所の調査につきましては、現在、測量設計を実施しているところでございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。会計年度任用職員制度導入支援業務についてでございますが、制度開始日が、先ほど申し上げましたとおり平成32年4月1日と定められておりますので、非常に多くの業務がありますが、スケジュールどおりに進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

委託先につきましては、行政、例規を専門とし弁護士資格などを持つ専門研究員が所属する事業者を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。今回の寄附講座の目的につきましては、夜間急病センター小児科の診療提供体制の確保のほかに、地域に根ざす小児科医の育成も

目的の一つとなっております。そのため、宮崎大学医学部の小児科内に新たに講座を設けるものでございます。

現在も、夜間急病センターの派遣医といたしましては、小児科より派遣をされておりますけれども、今回の寄附講座の設置によりまして、引き続き小児科からの派遣ということになります。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。めいりん温泉分、これ確かに別の会社にとというのは理解はできて、今のままでの運営形態及び働いておられる方について、しばらくそのままであるとの答弁ではありました。どこにメリットがあるのか、また経営上、数年経過しても運営が不可という結論になった場合については、どのような方向性が考えているのか、行き当たりばったりでは閉鎖ということも視野に入れるべきなのか、そのところをきちんとお伺いしておきたいと思えます。

私としては、できれば農林水産省との関係もあるでしょうけれども、しっかりしたやはいあそこの建物なども含めて、機器も含めて、全て私は無償譲渡するほうが望ましいというふうに考えているんです、基本的には。そうしていかないと、明確な形での売買というふうには私はならないんじゃないかなと、向こう様のほうがやりにくいんじゃないかなというふうにちょっと思うんです。だから、その辺がどうなるのか、どのような話し合いを進めていきたいと思っていられるのか、そのところをお伺いしたいと思えます。

埋蔵文化財の分ですが、これは確認です。

埋蔵文化財については、県との協議はどこまで進んでいるのかお伺いしたいと思えます。

教育庁舎分については、確かに古くて、地震等不安要素はあります。先ほど答弁がありました。検討計画するに当たり、いろんな想定をすることはできないのかどうか。例えば、教育研究所などがありますが、不登校や障がいを持っている生徒への対応ができる部屋を含め、教育的見地から見てあらゆる想定をすることは、委託をするに当たって要望できるのかどうか確認をしたいと思えます。

図書館のアスベスト問題、これは先ほど、持ち越しであっても機械室であるから、機械室であったら、じゃあいいのか、ほっといてというところがあるんです。そうじゃないと思うんです。機械室であっても、職員が入ったり誰かが入って点検をしたりとかそういうことはあると思うんです。そういうときに、その人たちのじゃあ健康面をどうなのか、どう考えているのかということが、やはりこの大きな問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。そこを考えたときに、財政計画を含めてしっかりと事前に対応できなかった理由は何なのか、再度お答え願いたいと思えます。

そして、これは会計年度、最後に、総務省が示した制度導入のスケジュールでは、先ほど答弁がありました平成32年の4月1日からの運用でということ、でもできているところで全国で1つだけ、多分あったんじゃないかなと思うんですが、早い段階で取り組んで、やはりいろんなケースを考えていながら、細かいことを考えていかないと、今、実

際に働いておられる皆さん、それから、これから任用していく皆さん、そして、これからやっぱりいろんなことをお願いしていく臨時雇用についてはどういう考え方を示していくのかということが、一番やっぱり問題になるんじゃないかなと思うんです。私が一番心配しているのは、例えば、臨時雇用の場合、夫の扶養に入っていると、じゃあ扶養の範囲であればボーナスが出たり、そういうふうになれば扶養控除を外れていくと、そういうふうになれば、私もっともらえればいいかもしれないけど、夫の扶養控除を外れたくない、だから勤務時間を減らしてほしいとかいう要望がひょっとしたら出てくる可能性もなきにしもあらずだと思うんです。だから、臨時非常勤の職員の再設定、任用勤務条件の検討を行い、2019年度には自治体議会で条例化をするということになっておりますので、このスケジュールで本当に委託して間に合うのかなというのがちょっと気になるんですが、どうなんでしょうか。再度、確認だけさせていただきます。

○議長（青木 善明） 中村議員にお伝えしておきます。

質疑に当たっては、自分の意見は述べないようにお願い申し上げます。

○11番（中村 末子君） わかりました。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。温泉の件について、まずお答えさせていただきます。

先日の一般質問におきまして、黒木議員のほうから温泉について御質問いただいたときに、町長が答弁しましたとおり、やはり議員が申されるとおり、施設の維持管理経費等もなかなか大変でございますので、町といたしましては、可能ならばもう完全な民営化できることがベストだと考えております。これから、いろいろまたハードルがあると思いますので、県や農水省とも協議を重ねながら、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。埋蔵文化財の件ですけれども、県との協議につきましては、現状の確認をまず行いまして、その遺構等が縄文の早期のものであることを確認いたしました。その後、本調査が必要であるということで、本調査を行うこととしました。その後、次のステップに入っていくごとに県との調査は行っていく予定にしております。

それと、アスベストの件ですけれども、喫緊の工事ではないと判断をしたものの、必要な工事だという認識はございましたので、町の財政計画のほうには上げておりました。まず、これまでできなかった理由ですけれども、まず、ここ10年来、図書館の新築あるいは増築、図書館の改修問題とか出ておまして、新築するに当たってはとか、あるいは改修するに当たってはという問題もございましたので、それにあわせてという考えもございました。現在、あり方検討委員会を進めておりますが、まだ提案のほうはいただいております。

せんけれども、その会議に参加している中での意見といたしましては、現在の図書館も別の用途あるいは今後の利用についての検討をされていますので、あの建物自体が残る、あるいは一般の方が利用される施設となるのであれば、撤去をするべきだと判断しました。それと、先ほど言いました、今回3分の1の補助がございましたので、実施することとして予算を計上いたしました。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。先ほど課長がお答えいたしましたけれども、現在その別館には、教育に関する悩み等について相談を受ける専用のスペースはございません。確かにございませんけれども、そういう中で、ただ限られた財政の中でそういう仕様書とかどういうふうな建物をということを出す段階で、やはりまずは最低限のハードの充実というのは必要でありますけれども、まずはその人的配置のほうが重要じゃないか、支援体制の充実が喫緊の課題であると私どもは考えております。そういう視点で、最低限のハードの充実、そして人的配置というような形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。先ほど言われたとおり、臨時職員あるいは非常勤職員の現状の把握、分析等々を行いまして、先ほど議員から指摘があったこと、あるいは昨日の田中議員から指摘があったこと等々も含めまして、しっかりとした制度設計を行いまして、32年4月1日に間に合うようにしっかりとした制度をつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。15ページの財産収入の有価証券売却収入2,100万円とあります。これは、議員協議会で説明がありましためいりんの里の株式売却のための計上したものでありますが、しかし、高鍋町の財産を売却するためには、議会の議決を必要とするのではないのでしょうか。

地方自治法第96条は、地方公共団体の議会は、次に上げる事件を議決しなければならないとあります。その第8号に、種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める取得または処分をすることとなっております。そして、高鍋町の条例第11条は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条、財産の処分は予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払いとあります。この件はこれに該当するとすれば、歳入予算の審査の前に、めいりんの里の株券を売却する議会議決が必要ではないかと考えます。説明をよろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。現在、町が保有しております株式会社高鍋めいりんの里の株式は、証券面に債権者名が表示されます。これはいわゆる記名債権というものでございます。民法第86条第3項に、無記名債権は動産とみなすと規定されていますことか

ら、記名債権は動産には当たらないというふうに解しております。

一方、地方自治法第96条第1項第8号及び同法施行令121条の2第2項に基づき、本町で制定をしております議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条、先ほど議員言われましたけれども、そこには予定価格700万円以上の動産の売り払いについては議会の議決を要するというふうになっておりますが、この規定は、動産に限定されたものであります。

今回、売却をいたします株式は動産ではないということでありますので、条例を適用する必要はないと、したがって、議会の議決は要しないものというふうに解しております。ただ、そう言いましても、長年この第三セクターとして経営を行ってまいりました高鍋めいりんの里の件でございますので、議会のほうにはしっかり説明をしなければいけないというふうに判断をいたしまして、12月3日、時間をいただきまして、議員協議会の中で説明をさせていただいたというところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。出資による権利も財産であると、地方自治法第1款、公有財産、公有財産の種類及び分類、第238条第7号に明記されております。そのため、高鍋町条例11条の条例改正を行った上で議会の審査を受け、議決をしなければならなかったのではないかと思います。これは、条例の不備が示されているのではないかと思います。その行為は地方自治法に抵触しないのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 副町長。先ほど答弁いたしました条例で、制定をすべき財産の取得及び処分の種類及び基準につきましては、地方自治法施行令に規定されているところでありまして、条例は本規定を準拠していることから、議決事件とするために条例を改正する必要はないというふうに考えております。

また、先ほど答弁いたしました理由によりまして、地方自治法にも抵触していないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） この件は、県のほうの市町村課のほうにも相談してやっていることでしょうか。一応、確認をいたします。

○議長（青木 善明） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 県の市町村課ですね。本町の見解を整理した上で、県のほうに確認を行いました。同様の見解を得たところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。当初予定からすると、交付金は予定どおりであるのかどうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

交付金についてでございますが、国民健康保険の広域化に伴い、療養給付費及び高額療養費につきましては、県が推計した医療費を予算計上し、全額を県からの保険給付費等交付金で賄うこととしております。

現時点の医療費見込みでは、療養給付費及び高額療養費に予算不足が生じることから、増額の補正を行うものでございますので、予定どおりかと言われますと、本町における医療費の見込みについては、県が年度当初に予定した医療費どおりではないというふうと考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第83号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。債務負担行為における積算根拠というのはどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。浄化センターの運転管理積算につきましては、日本下水道協会が発行しております歩掛を用いまして積算しております。また、電気工作物保安管理、汚泥処分につきましては見積もりによるものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 済みません、付託されている委員会が違いますので、1点だけ質疑いたします。この債務負担行為の一番下なんですが、汚泥運搬処分の委託のところ、1トン当たりの1万3,200円のこの単価なんですが、これの、5年ぐらいいさかのぼって見た場合、変動があるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。汚泥運搬処分は、運搬と処分と別々で見積もりと積算になっております。処分につきましては、税抜きの8,000円で、過去5年間ずっと8,000円でございます。運搬につきましては、積算でそのときそのときで金額が変わってきますけど、4,000円前後で推移しているところでございます。

○議長（青木 善明） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第77号から議案第80号、議案第82号から議案第84号までの7件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおりそれぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第80号、議案第82号から議案第84号までの7件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第81号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

----- . ----- . -----

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

午前11時12分散会
